

令和6年度
第1回匝瑳市介護保険運営協議会
第1回匝瑳市地域包括支援センター運営協議会

議事録

日時	令和6年11月22日（金） 13：30～15：40
場所	市民ふれあいセンター 1階トレーニングルーム
出席委員 （50音順・ 敬称略）	江波戸 美代、大関 典夫、角 聡、木内 良晴、熊切 茂、小西 雅史、 佐藤 晴彦、椎名 房子、島谷 綾乃、多田 晋吾、那須 恒雄、英 香代子、 平山 新治、八角 静子、山田 賢一
欠席委員 （50音順・ 敬称略）	鈴木幸一
事務局	高齢者支援課 鈴木課長、倉地副主幹、向後副主幹、椎名主査、 土屋主査補 西部地域包括支援センター 佐々木保健師
次第	1 開 会 2 委員紹介 3 会長選出 4 あいさつ 5 議 事 (1) 令和5年度介護保険事業実績報告について ア 令和5年度介護保険事業概要 イ 介護保険特別会計歳入歳出決算額比較表 ウ 地域包括支援センター事業評価 エ 保険者機能強化交付金集計表 (2) 第8期匝瑳市介護保険事業計画（認定・給付費）の進捗状況について（令和5年度分） (3) 第8期匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における「高齢者福祉施策の推進」取組状況調査報告について（令和5年度分） (4) 新規事業の実施状況報告について ア 短期集中予防型サービス（モデル事業） イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

	(5) 令和5年度匝瑳市地域包括支援センター事業実績報告、令和5年度匝瑳市西部地域包括支援センター事業実績報告及び介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の追加承認について 6 その他 7 閉 会
資料	【資料1－1】令和5年度介護保険事業実施状況概要 【資料1－2】介護保険特別会計歳入歳出決算額比較表 【資料1－3】地域包括支援センター事業評価 【資料1－4】保険者機能強化交付金集計表 【資料2】第8期匝瑳市介護保険事業計画（認定・給付費）の進捗状況等について（令和5年度分） 【資料2補足】地域分析・検討シート 【資料3】第8期匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における「高齢者福祉施策の推進」取組状況調査報告について（令和5年度分） 【資料4－1】短期集中予防型サービス（モデル事業） 【資料4－2】高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 【資料5－1】令和5年度匝瑳市地域包括支援センター事業実績報告 【資料5－2】令和5年度匝瑳市西部地域包括支援センター事業実績報告

<会議内容>

1 開会

事務局が開会の宣言と資料の確認を行った。

2 委員紹介

各委員が自己紹介を行った。

事務局が委員の出席状況を報告した。

事務局職員が自己紹介を行った。

事務局が会議の成立について報告を行った。

3 会長選出

委員の互選により、平山新治委員が会長に選出された。

4 あいさつ

平山会長が挨拶を行った。

5 議事

(1) 令和5年度介護保険事業実績報告について

ア 令和5年度介護保険事業概要、イ 介護保険特別会計歳入歳出決算額比較表について、事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いする。

A 委員：介護保険特別会計歳入歳出決算額比較表で、今年も2億ぐらい収入の方が多い。去年が2億8000万、毎年2億以上収入が多いが、毎年のように介護保険料は上がっている。介護保険料は毎年何パーセントぐらい上がっているのか。それと、介護人材確保対策に関する取組のところで、今いろんなニュースを見ると、介護職の人が相当辞めている。それで、この間も出ていたのが、18年か20年勤めても年収300万。そのくらい勤めていても、その間に、20年近くの間、3万円ぐらいしか昇給しない。これ、いくら研修やったりしても、給料が上がらないとみんな辞めていくと思う。団塊の世代がもう75歳になってきて、どんどん高齢者が増えてきている段階で、20年も勤めても給料が上がらないので辞めていっているが、どのような状況なのか？それともう1つ、総合相談事業の委託をやめたということだが、これから高齢者が増えていくのに、やめてどうするのか？

事務局：決算のことについて、確かに委員のおっしゃる通り、2億程度歳入の方が多いということはあるが、こちらについては、本当の意味の剰余ということではなくて、国や県からの歳入をもらいすぎたということで、翌年度に精算して返すための原資になるものである。また、介護保険料については、第8期から第9期に5,400円から5,500円と、月額100円の値上げをさせていただいているが、これから団塊の世代の方が、75歳から84歳、それから85歳以上になっていかれるということで、どうしてもそのボリュームゾーンの方々について、介護が必要な状態になってくるため、65歳以上の高齢者全体ということで考えると、匝瑳市はこれから若干減っていくということになるが、給付費の方はまだまだ上がっていくのではないかとということで設定させていただいているので、ご理解いただきたい。保険料については、先ほど国や県からもらいすぎたものは翌年度返すという話をさせていただいたが、保険料についてはそういったことはできないので、余ったものについては介護給付費準備基金の方に積み立てて、次期計画の介護保険料積算の際に財源として活用したいと考えている。

事務局：介護職員についてだが、千葉県計画を見ると、平成29年が県内の介護職員数7万9,167人、令和3年度が8万9,466人ということで、年々増加しているという調査結果になっている。ただ、必要な人数と比較すると、県の試算では、令和7年度においては7,000人足りない、令和22年度においては3万1,500人足りないという想定がされている。

総合相談については、相談先の委託をやめてしまったというところではあるが、こちらについては、元々在宅介護支援センターというものが3か所あり、そちらに委託を行っていたが、西部地域包括支援センターが令和元年度に新しくでき、2か所体制になったというこ

ともあり、相談先については十分足りてきていると考えている。委託していた在宅介護支援センターの相談件数とも比較し、今ある2か所の地域包括支援センターで十分対応できるという判断から、3か所の100万円ずつの委託を廃止した。

A 委員：包括支援については西部で十分間に合っているということか。

事務局：そのように認識している。

A 委員：介護職員については、途中でやめるとというのが相当多いのではないか？

事務局：先ほどの千葉県の計画では、離職率というところも載っており、全産業については17パーセントの千葉県の離職率に対し、介護職員においては14パーセントとなっているが、こちらは確認させてもらい、後ほど回答させていただきたい。

議長：では、わかり次第知らせてもらいたい。

ウ 地域包括支援センター事業評価について、事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

<特になし>

エ 保険者機能強化交付金集計表について、事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

A 委員：保険者機能強化推進交付金の目標に、公平、公的な給付を行う体制の構築というのがあり、数字がすごく悪いが、公平な体制でやってないということか？

事務局：こちらについては、介護給付等費用適正化事業と呼ばれるものであり、介護給付費の適正な給付がなされているかの確認、点検作業をどの程度しているかということに基づいて評価が付けられている。令和5年度の評価結果に基づいて点数をつけているが、令和6年度に見直しを行い、取組を強化したので、現在の取り組みとしては点数が上がってくると見込まれる。令和5年度については、点検作業が不十分な部分があり、点数が低くなっている。

A 委員：点検をやってなかったということか。

事務局：評価項目に対して、できていると答えられるものが少なかったという状況だったため、このような件数になった。

(2) 第8期匝瑳市介護保険事業計画（認定・給付費）の進捗状況について（令和5年度分）

事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

A 委員：介護療養型医療施設というのは、似たようなものは、病院であるのか？

C 委員：介護療養型は、ほとんど介護医療院になっている。病院にも療養型病床というのがあるが、機能的ではない。施設の方にシフトしている。社会的入院を生む等、弊害があり、あま

り活用していない。

A 委員：匝瑳市には療養病床はないということか。

C 委員：なくはないが、あまり活用していない。

(3) 第8期匝瑳市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における「高齢者福祉施策の推進」取組状況調査報告について（令和5年度分）

事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

B 委員：まず、この評価が0のものがふたつある。そのうちのひとつについては事業廃止ということなので、基本的にこれを評価の対象にするのがいいかどうかという疑問があり、対象外にするか、それが予定、計画通りであればこれは完了ということで、最上位の4で構わないかなと思う。それと、あともうひとつが0で、それで、いくつか聞きたいのだが、先ほどの議事(1)のエで、交付金集計表のなかで、委員から質問があったように、非常にこの項目だけ数字が少ないのではないかとということで、その項目は適正化という説明があったように思うが、例えば、この項目84番が、これが0のために点数が相当低いのか？そして、それがある程度高くなったら交付金額が上がるのかどうかをまず教えていただきたい。

事務局：ご指摘の通り、先ほど交付金のところでお話をさせていただいた適正化の事業、それから、ただいまの資料の中で0となってしまった部分については、関連がある。適正化の事業をきちんと行くと、交付金の評価の項目も該当するものが増えるので、金額も上がってくる。適正化事業については、給付を行ったものに対して、それが適正な給付であったか点検をするというのが主な業務であるが、令和4年、5年とできていなかったものを今年度は今取り組んでいるところである。この項目については、今年度については○がついてくる部分があるということで、ご承知おきいただければと思う。

B 委員：先ほどの説明だと、縦覧点検の方に対応が可能というような形なのかなと思われるが、これを引き続き、周辺団体と同レベルまで持ち上げるように努力をしていただきたい。また、医療情報との突合について、ここについてはできていないというような説明があったが、確認をさせてもらいたいのは、介護情報は当然、担当課だから連合会の端末があって確認が取れる可能性はあるが、医療情報については、基本的に前期高齢者までは医療保険者で、後期高齢者については広域連合の方で所有しているが、それを取得して見ることができるのか？

事務局：直接こちらに給付の情報が来るというよりも、疑義がありますよということでチェックがついた状態で、疑義のあるものだけが国保連より提供されている。

B 委員：そうすると、突合した結果の情報が来るということか。縦覧点検は、国保連合会の審査情報を基にという内容だとは思いますが、医療情報の突合もこれに含まれているということではないのか？

事務局：同じタイミングで、名称は異なっているが、医療情報との突合という名目で提供されて

いる。

B 委員：そこを審査する、点検をするにあたっての専門的な知識が必要で、そこがなかなか難しいというようなことで、薬剤関係が多いとなると、効能とかそういうものと、ケアプランがあり、介護の提供があって、そことの整合という点検はすでに終わっていると。それで、医療の突合となると 1 対 N だと思う。医療的に見ると、同じ月において N か所の医療機関に行くので、接点を持っている可能性がある。それをチェックするとなると、そのところの突合について、非常に難易度が高いと思うが、そのところはすでに連合会で突合した結果が来ると。その結果に基づいて作業をすれば、この 84 番の項目は満点の 4 になるという捉え方でよいか。

事務局：ご指摘の通りである。

B 委員：あとは、研修なりなんなりして努力をするというところだろうが、大変だと思う。今実際に医療の方でも、医療の縦覧点検というのは専門業者に委託してやっていると思う。だから、これを内部の、今の職員で体制を整えてやるというのは、異動もあるので、投資対効果を考えながら、内部で対応するのがいいのか、ここに 12 件と書いてあるが、毎月 1 回という捉え方であれば、それを外部の専門的知識を有する方にお願いして、どれくらいメリットになるかというところを検討しながら進めていったらよいのではないか。

D 委員：84 番の項目については、介護給付に関する審査情報ということでよいのか？医療は関係あるのだろうか？審査情報というのは、医療情報まで全部突合してやるということではないか。

B 委員：私の知っている限りでは、この点検の主目的というのは、医療と介護の高額合算で、高額医療費の限度額の問題で、それがオーバーすると保険者が返さないといけなくて、実際には両方やることになる。薬剤で見ると、同じものが重複してその人に同じ月に処方されているという場合もあり得るので、介護の請求の中にどういうものがあるのかというのを、高額介護合算との絡みがあり、医療と介護を同時に見ないといけないという国の方の方針があると認識している。

事務局：今の話にあったとおり、介護と医療というのは密接に関連しており、同じ月に、介護の方だけで見ればそれで正当であるというものも、医療を含めて全体的に見ると、疑義が生じる給付というのが存在し得る。その時に、医療情報と介護情報を突合し、疑義があるものについて点検するというのが、この 84 番に○がつくかどうかというところに絡んでくる。

D 委員：連合会から来る時点でもうほぼ確定ではないか？向こうは重複しているのがわかっている状態で、こちらへ来ているということでよいか。

事務局：こちらに来る状態では、重複の点検すべき内容も来ている。そのため、今現在、本市では各事業所に問い合わせる等、独自でもやっているが、国保連と連携して研究の方を進めている。

D 委員：重複請求について疑義があるという状態というのは、何件ぐらいあるのか。

事務局：月で言うと、10 件から 20 件くらいである。

D 委員：12 件やっていれば、半分以上はやっているということになるのか。

事務局：12 件というのは 12 回のことで、1 ヶ月分の給付をまとめて点検する機会があるので 12

回、月に1回、前月分の審査分を確認するという意味で12件としている。

D 委員：この12回というのが全体像に対してどれぐらいなのか。極端な話だが、疑義が来ているのであれば、ほぼ100パーセント向こうはわかっている、それはおかしいよと言っているのと同じであれば、専門家はいらんのではないのか。コンピューターで同じ調剤が出たりしていることが、もうここでわかっているということであれば、それを再請求してくれという話でいいのでは。

事務局：84番の項目については、令和5年度の状況ということで、令和5年度の時点では、国保連からの情報というのはまだ来てない状況であったので、点検できてなかったということで、0点とさせてもらった。

D 委員：では、他の団体は、なぜ点数が高かったのか？

事務局：令和6年度から、千葉県の国保連協会の方もこの突合情報の点検を受けてくれるようになったということで、それまでは他の県ではやっていたが、千葉県にはまだなかったという状況だった。独自でできる市はやっていたが、本市は専門職がいなかったのも、そういった点検はできていなかった。今年度からは国保連が委託で受けてくれるようになったので、点検できるようになったという状況である。

B 委員：先程の交付金の表については、そうすると、この部分は全国平均ですごく高くなっているが、千葉県平均は本市と同等レベルだという判断でよいのか？

事務局：医療情報の突合という部分に関してはそう言えるかもしれないが、他にもその項目の中でもいくつかあるので、何とも言えない。

E 委員：突合というのは、多分、a先生、b先生、c先生と薬を出す先生がいて、その先生達が、同じ月に睡眠薬なり、湿布なりが重なって処方されてしまっていて、それを受ける薬局、あるいは院内で出している場合もあると思うが、そこが別々であって、お互いに把握ができていないというところを、審査側のところで把握して対応していこうということではないか。

事務局：そのように認識している。

E 委員：今後、指導というのはどのようにしていくのか。重複があるが、今後そうならないようにしていく事業が必要なのではないか。

F 委員：薬剤の話というのは、介護じゃなくて医療ではないか。複数の先生から同一日に同じ痛み止めが出てしまったというのは、あくまで医療保険の話では？

B 委員：医療の方で単独で同じように点検しており、一時点検は国保連協会内部で行っている。また、2か月か、3か月かを含めた縦覧点検というのを今度は各市町村で行う。これは医療の分だけなので、医療は医療だけで整理した中で、重複等の訂正をお願いするということで、レセプトの訂正ということで、精査していく。しかし、医療側から見た場合、介護の方の内容は見えない。要介護の人が医者にかからないことはないのも、そのところの部分の、縦覧点検というのは、医療の方と同じように介護だけで縦覧をして、ここでおかしなものは見つけなさいと、国は言っている。それ以外に今度残ったものは何かというと、医療と介護の合算すると本当に正しいのか正しくないのか、余計なものはここに付記されていないのかという、この余計な部分を最後の段階でチェックしろというのが、国の方向性だと思って

いる。

（４）新規事業の実施状況報告について

事務局：報告の前に、先ほどの質問の回答をさせていただきたい。

議長：A 委員からの質問の件であれば、お願いしたい。

事務局：千葉県の計画には、各事業所の取り組みにより、介護職の離職率については、令和４年度に全体の産業よりも下回ったと記載されている。先ほど申し上げた通り、介護職員については離職率 14.4 パーセント、全体では 17 パーセントということで、令和４年の数字ではあるが、そうになっている。

議長：では、資料４の方の説明をお願いします。

事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

<特になし>

（５）令和５年度匝瑳市地域包括支援センター事業実績報告、令和５年度匝瑳市西部地域包括支援センター事業実績報告及び介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の追加承認について
事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの令和５年度匝瑳市地域包括支援センター事業実績報告、令和５年度匝瑳市西部地域包括支援センター事業実績報告についての説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。各地域包括支援センターの実績報告について、ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

<特になし>

事務局が説明を行った。

<質疑応答等>

議長：事務局からの介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の追加承認についての説明が終了した。続いて質疑に入らせていただく。介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の追加承認について、ご質問やご意見のある方は挙手をお願いします。

<特になし>

議長：この件については、承認が絡むために採決を取らせていただくが、この表の中で、追加承認する事業所については、備考欄に契約時期が入っている事業所ということでよいか？

事務局：お見込のとおりである。

議長：議事５について採決を取らせていただく。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

<賛成多数>

議長：賛成多数ということで、議事５の中の介護予防ケアマネジメント業務委託事業所の追加承認について、原案の通り承認する。

6 その他

事務局：次回の運営協議会については、2月に開催を予定している。日時や場所については、追って連絡をさせていただきたい。

7 閉会

事務局が閉会を宣言した。